

伊勢原市公共工事中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）第70条の規定による中間前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の要件)

第2条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に行うことができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の申請等)

第3条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払確認請求書（第1号様式）に、工事履行報告書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間前金払確認請求書が提出されたときは、前条各号の要件を満たしているか否かを調査し、その結果が妥当と認められる場合は、中間前金払確認調書（第3号様式）により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、規則第71条に基づき申請をするものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行し、平成20年4月1日以後契約した工事請負契約に適用する。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第58号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の伊勢原市公共工事中間前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に契約した工事請負契約に適用し、同日前に契約した工事請負契約については、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

中間前金払確認請求書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

所在地
受注者 氏名・名称
及び代表者

次の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを確認されたく請求します。

工 事 名	
施 工 場 所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	円
備 考	

第2号様式（第3条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日 現在		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
月	% (%)	%	
(記事欄)			
受注者：			
現場代理人 氏名 連絡先			
主任（監理）氏名 技術者 連絡先			

第3号様式（第3条関係）

中間前金払確認調書

年 月 日

様

伊勢原市長



次の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払を請求することができる要件を満たしていることを確認しました。

工 事 名	
施 工 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	円
備 考	